

○下請負契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る取扱いについて

平成 29 年 3 月 27 日 管理者決裁

札幌市水道局建設工事請負契約約款（以下「工事契約約款」という。）第 7 条の 2 の規定に係る事務手続について、次のとおり取扱うこととする。

### 1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としないこととする。

### 2 社会保険等未加入建設業者の確認等

工事主任（札幌市水道局工事施行規程（平成 4 年 6 月 8 日水道局規程第 10 号。以下「工事施行規程」という。）第 17 条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 15 条第 2 項に基づき提出された施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

### 3 一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合の具体的な手続き

#### (1) 契約担当課への通知

受注者が一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、工事等担当部長（工事施行規程第 2 条第 6 号に定める者をいう。以下同じ。）は、当該下請契約の契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）並びに施工体系図の写しを添えて総務部長に通知する。

## (2) 受注者に対する確認書類の提出の請求等

管理者は、受注者に対して、一定の期間を指定し、その期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を提出するよう請求するものとする。

なお、この際、受注者から当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、工事契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。

## (3) 参加停止措置

管理者は、(2)において管理者の指定する期間内に確認書類が提出されなかった場合は、当該受注者について、札幌市水道局競争入札参加停止措置要領（平成14年5月8日管理者決裁）に基づき、参加停止等を行うものとする。

## (4) 工事成績評定の減点

管理者は、(3)により当該受注者について参加停止を行った場合は、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月31日管理者決裁）に基づき、工事成績評定の減点を行うものとする。

## 4 二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

### (1) 契約担当課への送付

二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、工事等担当部長は、再下請負通知書（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）及び施工体系図の写しを総務部長に送付する。

### (2) 受注者に対する通知

管理者は、受注者に対して、国土交通省が定めた「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を踏まえ、社会保険等未加入建設業者である二次以下の下請負人を適切に指導するよう通知するものとする。

## 5 委任

この取扱いに関し、必要な事項は総務部長が定める。

## 6 適用年月日

平成29年4月1日以後に告示する工事から適用する。